

# 往来手形を読む(2) 解答

史料 宝曆二年(一七五二) 往来証文之事 (小浜村寛心)

〔田部井家文書No.七八九〕

【翻刻】

1 往来證(証)文之事

2 武州埼玉郡小濱(浜)村

3 寛心

4 一此修行者

5 同國(国)同郡三俣村龍藏寺真誉弟子ニ

6 紛無御座候、此度修行ニ罷出申候 國(国)々

7 御関所乍略儀以此老札を御通シ被遊

8 可被下候、以上

9 武州埼玉郡三俣村

10 浄土宗 龍藏寺(印)

11 宝曆二年申ノ八月日

12 國(国)々

13 御関所御番衆中

14 一此寛心何国何方江罷越、自然相果申候ハ、

15 以御慈悲を其所にて御取置可被下候以上

【読み下し】

往来証文の事

武州埼玉郡小浜村

寛心

一此の修行者

同国同郡三俣村龍藏寺真誉弟子に

紛れ御座無く候、此度修行に罷り出申し候、国々

御関所略儀乍ら此の壺札を以て御通し遊ばされ

下さるべく候、以上

武州埼玉郡三俣村

浄土宗 龍藏寺(印)

宝暦二年申の八月日

国々

御関所御番衆中

一此の寛心何国何方へ罷り越し、自然相果て申し候わば、  
御慈悲を以て其の所にて御取置き下さるべく候、以上